

## 亀井南冥「春秋左伝考義」の現存写本について

岡村, 繁

<https://doi.org/10.15017/2332718>

---

出版情報 : 文學研究. 74, pp.79-105, 1977-03-30. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :



左傳考卷之一

隱公元年傳

孟子卒○為我曰雖為婦人○至子真以事其親也  
公後當有夫人也○其不成豈可知耳且假令成豈  
不可稱罷者後有夫人而生嗣則其死不得不得  
稱罷此孟子之所以必稱卒也雖然死卒備禮者  
惟經文獨有之傳又無有義例不辨而可文一種  
有無經之傳事經為又看此傳非事經之文杜註  
經傳同辭而論不及此辭甚又論說之有無亦恐  
失秀○經字不稱諡而稱稱諡例也若下曰惠公薨  
是傳文非循禮之辭可以為例先故杜此註皆無

用之辨也○爾去而可

繼室以毀子○杜註猶不得稱夫人故謂之繼室  
注愈似以繼室為稱呼○非○襄十三年傳獨賦宣  
叔稱室以其姪○其非稱呼諡矣

仲子歸于我○或曰仲子蓋孟子之嬖與孟子俱歸  
于齊不則行年於父母國也與七年叔姬歸于紀  
同一文例此推之

隱公立而奉之○言惠公立而假任奉桓以為太子  
也元年傳曰公立而求成焉可以見也○未文曰臣  
以死奉假是奉一字成義杜註誤矣

元年經

平沼文庫旧蔵本（無窮会神習文庫蔵）第一葉

公及邾儀父盟于費○杜註附庸之君非王命例攝  
名能自通于大國絕好息民故書字者之此注似  
失也○許傳曰公攝位而敘未好於邾故為盟之體  
所以賁邾子高字之者嘗有未故身非賁邾子之  
行而字之也杜乃以為邾子素有未故身以隱公  
求好也此捨傳又而外不別字義不可從焉

鄭伯克段于鄆○杜註以君討臣而用二君之例○宗  
莊十一年傳例曰得庸曰克言其人強人相敵勢  
如二君皆臣之辭也故傳曰如二君故曰克非以  
克為二君之例也今杜曰用二君之例是以克為  
二君之例也果其君之是則得曰如二君得且得

為二字不可辨故可謂也二君而不可謂三君  
之例不深思之過也

王周正月○王句絕猶曰王正月者周正月也從者  
文也或曰周字奈字註據入

曰儀父賁之也○杜註其後敘父服事齊桓以贈王  
室王命以為邾子改莊十六年經書邾子克卒杜  
此說非有據據以臆斷而言之可謂誣矣然邾子  
所由得王命者終不可無無如之何邾子於所

不知益闕如語如是類不加闕而存  
賁伯○考我曰賁伯之伯非謂非名猶以伯仲之行

平沼文庫旧蔵本（無窮会神習文庫蔵）第二葉

# 亀井南冥『春秋左伝考義』の現存写本について

岡村 繁

はしがき

亀井南冥（一七四三—一八一四）は、筑前福岡藩が生んだ但徠該園学派の碩学であり詩豪であって、その生卒は、同じく福岡藩が生んだ朱子学派の大儒貝原益軒（一六三〇—一七一四）より約一世紀おくれる。ところで天明四年（一七八四）福岡藩校の東西両学問所が創設されるや、南冥はその傑出した才学をもって西学甘棠館の総受持に抜擢され、益軒の学流をくむ東学の朱子学派を断然圧倒して、しばし鎮西における但徠学派の黄金時代を築き上げた。のみならず彼は、みずから数多くのすぐれた論著や詩文を撰述すると共に、全国各地から雲集した門生たちの教育にも極めて熱心であって、その門下からは嗣子の亀井昭陽をはじめ、亀門四天王と称せられた秋月藩儒の原古処・福岡藩儒の江上荅洲・山口白賁・後藤主税、日田咸宜園の広瀬淡窓等、当時の教学に重きをなす幾多の俊秀を輩出している。

しかしながら南冥の晩年は頗る悲劇的であった。すなわち時の老中松平定信による幕府寛政異学の禁は、当時の但徠学派随一の碩儒南冥を擁する福岡藩を殊のほか震慄せしめたりしく、さらにはこの好機に乗じた藩校東学の益軒系朱子学者たちによる策謀暗躍も加わって、ほどなく西学の南冥一門は徹底的な粛清を受けるに至った。かくして南冥は廢黜されて悶悶の生活に明け暮れ、やがて最後は癡狂して自分の居室に火を放ち無惨な最期を遂げたといわれる。このように南冥が廢黜の身であったためか、彼の数多い珠玉の遺著は、ただ『論語語由』のみが支封秋月藩主の特別

な配慮によって藩府より板行された以外、そのほとんどが上梓の機会に恵まれず、辛うじて彼を敬慕する門弟たちの手で次から次に転写され、ほそぼそと識者の間に伝えられるばかりであった。これから私が取り上げようとする『春秋左伝考義』も、やはり同様な運命をたどって現在に残った貴重な一書である。

『春秋左伝考義』上下二巻は、『春秋左氏伝』三十巻の経文および伝文のうち、疑義の存する語句一七一条について南冥が逐一入念な注解を施した一大力作であって、かの『論語語由』と相並ぶ南冥経学の双璧といつて過言ではない。南冥が本書を撰述した時期については、もはや正確にこれを知り得る文献も残存せず、わずかに次に挙げる南冥自身の言葉によって漠然とその時期を推し量ることができるだけである。すなわち本書巻末の哀公二十七年伝「始衷終皆拳之、而後入焉」の考義にいう、

古今註『論語』者、大抵皆不解其意、任臆強解、有可笑甚者。余有『論語考義』、不贅于此。

思うに、この文に所謂『論語考義』なる書名は、文化三年（一八〇六）秋月藩で上梓された『論語語由』の私的な別称、ないしはそれが上梓される以前の旧称であった可能性が多分にある。もしそうだったとすれば、この『春秋左伝考義』の撰述時期は、一応『論語語由』が脱稿した寛政五年（一七九三）、南冥が五十一歳の時より以後に属することになる\*。

\* 従来『左伝考義』の撰述時期について言及した文献としては、高野江基太郎（鼎湖）『儒俠亀井南冥』（大正二年、福岡共文社刊）がある。この書は、特にその推定の論拠を示してはいないが、

「論語々由以下、語由補遺、左伝講義、素書読断、服忌令釈義等は、いずれも廢黜後の作なること明らかなり。」（七七頁）

と断言している。しかし今、阿部隆一『亀井南冥・昭陽著作展観書解題』（昭和三十四年、慶応義塾図書館油印）によれば、右記諸書のうち『素書独断』には天明七年（一七八七）の跋があつて、この書は南冥四十歳代初期の著述と推定され、高野江説と合致しない。恐らく著者の武断な推定であろう。

なお、この高野江説は、疑うらくは西村天因『異彩ある学者』（明治四〇・四一年「大阪朝日新聞」連載）のうち「亀井南冥（第十六回）に紹介された南冥の著述書目——

「南冥の著述は散逸して其の子孫の家にも伝はらず、今曾孫玄谷の述べし略年譜に因て、其の書目を挙ぐれば左の如し  
瓊浦草（十七八の作）△泱々余響（二十一韓使唱和）△南游紀行（三十二の時の薩摩紀行）……△論語語由（五十六の寛政五年に成る）△語由補遺二卷（寛政六年成る）△左伝講義△素書読断△服忌令釈義△失音草（以上其年を知らず亦未だ其書を見ず）」

にそのまま拠つて述べた臆測であつて、一一該書を実見した結果の推定ではなかつたように思われる。

本書の現存写本は、近ごろ刊行された『国書総目録』第四卷（昭和四一年八月、岩波書店刊）によれば、次に列挙する三通が現存しているという。すなわち、

- 1 『春秋左伝考義』二卷一冊 無窮会神習文庫蔵（三宅真軒旧蔵『亀井経学叢書』所収） 简称「真軒本」
- 2 『春秋左伝考義』二卷二冊 慶応義塾図書館蔵（内田遠湖旧蔵） 简称「内田本」
- 3 『左伝考義』四卷四冊 無窮会神習文庫蔵（平沼驥一郎「平沼文庫」旧蔵） 简称「平沼本」

がそれである。

なお、以上の現存三本のほか、さらに往時には、これら三本のいずれとも異なる伝本が少なくとも三通は残存していたことが確認できる。それは、真軒本・内田本の上欄校記にしばしば見える所謂「元本」「旧本」「一本」であつて、それら往時の三本は、例えば、

- 「公子慶父」云云并註、元本無有。（莊公二年経「公子慶父、帥師伐於余丘」および考義に対する校記）
- 「尤」、旧本作「考」。（莊公二十四年伝「先君有共徳」云云の考義「不可深尤」句に対する校記）
- 「公女」之「公」、一本無有。（桓公三年伝「上大夫送之」の考義「公子公女」句に対する校記）

等の諸校記に見られるように、現存の真軒本・内田本・平沼本がいずれも同文であるにもかかわらず、これら現存三

本と合致しない字句の異同を少なからず含んでいたようである。とはいえ、それら往時の三本は残念ながら現在その存亡を知る由もない。

一 真軒本『春秋左伝考義』二巻一冊

この本、表紙には「春秋左伝考義<sub>上</sub>」と題し、序目はない。正文、上巻の方は巻首に「春秋左伝考義卷之上」、巻末に「春秋左伝考義卷之上<sub>終</sub>」と題して首尾相応しているが、下巻の方は巻首に「春秋左伝考義卷之下」と題しながら、巻末には「左伝考義卷之五<sub>大尾</sub>」のごとく尾題を略記し、かつ巻数の「五」字を爾後に塗抹して「下」字に書き改めている。内容は、上巻に「隠公」より「文公」まで六公、下巻に「宣公」より「哀公」まで六公の考義をそれぞれ収める。每半葉、無界九行、行二十字。ただし考義の部分は小字双行、行二十字であって、上巻最初の考義の文にだけ冒頭に「考義曰」三字を標記し、以後は上下巻を通じて各注ほとんどこの標記三字が省かれている。

今、この真軒本（内田本も同系）と後述する平沼本との内容を比較するに、真軒本は、私の見るかぎり、平沼本『左伝考義』に爾後さらに修訂増補を加えた、いわば定稿本の系統に属するものと推定される。その論拠となるべき顕著な事例を示せば以下のごとくである。

(1) 『春秋左氏伝』開巻第一に位置する「隠公」の冒頭部分は、周知のごとくその記述様式が次の「桓公」以下の場合と若干異なり、まず最初に隠公即位までの歴史的経緯を略述した序伝部分があつて、その次に始めて隠公元年以下の経文ならびに伝文が逐次記載されている。

ところが平沼本は、かかる『左伝』隠公冒頭の変則的な記述様式に対して慎重な配慮を怠つたらしく、前掲の書影に見るように、いきなり最初から「隠公元年伝」という標題を掲げて、そこには標題と食い違う内容を持った序伝部分の考義だけを収録し、次にあらためて「元年経」および「伝」の標題を掲げなおして、それぞれの標題下に

始めて隱公元年の経と伝に対する考義を収める、といった形式をとっている。このような平沼本の標題設定の仕方は、『左伝』本来の記述様式と照し合わせた場合、いさか妥当性を欠くものと評せざるを得ない。

これに対して真軒本の方は、かかる内容と体裁との齟齬に気づいたためか、その編成様式が恰も別種の書物のごとく一変し、はなはだ合理的な形態になっている。すなわち、この本においては、隱公に関する序伝部分および在位期間の経伝全部をひっくり返して最初に唯「隱公」とだけ総題を掲げ、一方その序伝・元年経・元年伝に対する標識の仕方は、経の部分と伝の部分が改まるごとに行をかえて、それぞれの冒頭に「伝」「元年経」「伝」の見出しを冠し、もって『左伝』本来の記述様式との合致をはかっている。

(2) 『左伝』隱公の序伝「孟子卒」の文、およびその杜註「不称薨、不成喪也。無論、先死不得從夫諡也」について、平沼本の考義は次のごとくいう。(引文中の圈点は、真軒本と合致する字句を示す。)

考義曰、雖為嫡夫人、無子且少而死。是惠公後当有夫人也。其不成喪、可知耳。且假令成喪、不可称「薨」者、後有夫人而生嗣君、則其死不得不称「薨」。此孟子之所以必称「卒」也。雖然「薨」「卒」備礼者、惟経文独有之、伝文無有義例、不弁而可。又一種有無経之伝、準経為文者。此伝非準経之文。杜註経伝同解、而論不及此、疎甚。

又論諡之有無、亦恐失考。薨卒不称諡、而葬称諡、例也。若下曰「惠公薨」、是伝文、非備礼之辞。可以為礼乎。故杜此註、皆無用之弁也。削去而可。

一方、同じ伝文および杜註に対する真軒本の考義は、右の平沼本のそれと多く異なつて次のような注解になっている。(引文中の圈点は、平沼本と合致する字句を示す。)

考義曰、凡魯夫人死、或称「薨」、或称「卒」。伝皆承経文書之、文法為然。今此伝無経。因亦無義例。不費弁而可。杜預経伝同解、疎甚。

又論諡之有無、亦失考耳。薨卒不稱諡、而葬稱諡、例也。且『春秋』十二侯夫人、從夫諡者、独有「定嬖」、余皆不然。得曰「必從夫諡」乎。故杜此註、皆無用弁也。削去為可。

今この両文を比較するに、まず魯の恵公（隱公の父）の嫡夫人孟子の死を「卒」と称して「薨」と称しなかった理由を解説した前半部分について見れば、平沼本が再三論点を変転させ、もたもたした論述になっているのに引きかえ、真軒本の方は一切の仮定や臆測を排し、論拠を『左伝』における義例の有無だけに絞って明快な論証を行なっている。

また諡号について論じた後半部分についても、平沼本が杜註を駁するのに唯「薨卒不稱諡、而葬稱諡」という一事だけを論拠としているのに対して、真軒本の方は更に「春秋十二侯夫人、從夫諡者、独有定嬖、余皆不然」という新しい有力な積極的証拠を加えて自説の正しさを補強したわけである。

(3) 各考義の配置状況について平沼本と真軒本とを比較するに、前者よりも後者の方に改善の跡が認められ、より適切な位置に考義の文が嵌め込まれている。

例えば、前項(2)に併記した平沼本・真軒本の例文を対照した場合、平沼本においては、序伝「恵公薨」の文に言及した考義の部分が、この伝文より数句前にある「孟子卒」の考義の中に組み込まれて、

孟子卒○考義曰、……薨卒不稱諡、而葬稱諡、例也。若下曰「恵公薨」、是伝文、非備礼之辞。可以為礼乎。

と作っており、そのためか平沼本では特に「恵公薨」の条を下文に設けてはいない。これに対して真軒本の方は、平沼本にあった「恵公薨」に関する考義十九字が「孟子卒」の条下から全部削去され、そのかわりに下文に新しく「恵公薨」の一条を設けて、

薨称諡者、十二公所無。無經之伝、亦無義例。

という考義の文を載せている。考義におけるこの配置転換は、注解の在り方から考えて適宜な処置と判断される。また例えば、隱公元年伝の考義を見るに、平沼本では『左伝』本来の文章の順序を倒錯して、「不言出奔、難之也」の考義を先にし「将襲鄭」の考義を後に置いているが、真軒本の方ではその順序倒錯が改められている。そして、これと同様の事例は他にも少なからず認められる。

(4) 平沼本では全く指摘していなかった経伝の考義が、真軒本の方には相当多く加わっている。今試みに「隱公」元年の部分だけについてその例を拾い上げても、すでに次のような考義七条が見当るほどである。

1 経「王正月。」(参考) 杜註曰、隱雖不即位、然舉行君事、故亦朝廟告朔也。

人君即位、雖有故不書「即位」、必書「王正月」者、蓋「春秋」恒例。例在莊閔僖元年。如杜註如所言、但曰「以朝廟告朔、故為必書王正月」、不深考之失也。僖元年經、書「王正月」。伝曰「不書即位、公出故也」。公出、不得朝廟告朔、必矣。読者詳之。弁具于「积例解病」。

2 経「天王使宰咺」云云。(参考) 杜註曰、宰官。咺名也。……此天子大夫称字之例。仲子者桓之母。婦人無諱、故以字配姓也。

「宰咺」位爵、未可詳考。杜以為大矣。因又作「天子大夫称字之例」。伝之所無、取臆言之。可謂妄矣。杜註又曰「婦人無諱」。亦臆斷無所拠。詳于「积例解病」。

3 経「祭伯來。」(参考) 杜註曰、祭伯昭侯為士卿士者。祭國。伯爵也。

「祭伯」職掌、未可詳考。杜以為「卿士」、恐亦杜撰耳。

4 伝「不義不暱。」(参考) 杜註曰、不義於君、不親於兒、非衆所附。

言「不義」者、必失衆心也。承上「多行不義」、語氣照應。杜註誤矣。

5 伝「闕地及泉。」

考叔宿構。

6 伝「夷不告、故不書。」

紀夷皆不告也。紀怒出兵攻伐、自当恐而不告。故独見「夷不告」已。

7 伝「不為患、亦不書。」

伝発例者、有一見者、有再三見者、又有不惟再三者。蓋文有詳略也。杜以為「例一発而足。其再発者、必有所以発之故。故每註其故以濟」。其説誤於詳也。不可從矣。

(5) 真軒本の考義の文には、平沼本で未だ論及しなかったところを爾後に補足したらしい部分が認められ、しかもその補足部分はしばしば長文にわたることがある。今、前項と同様「隠公」の部分だけから顕著な事例を抜き出して、すでに以下のごとき数条が挙げられる。(引文中の「」内は、真軒本だけにある部分を示す。)

1 隠公二年経「公会戎于潛。」(参考)

杜註曰、戎狄夷蠻、皆氏羌之別種也。戎而書會者、順其俗以為禮。

案商頌曰「自彼氏羌」。註曰「氏羌、西戎之國名」。由是言之、謂「戎為氏羌之別種」猶是可也。杜註「戎狄夷蠻」皆以為「氏羌」、不知所拋。四夷種類極多、且不可詳知。所以有「九夷百蠻」之称也。宜舍而不論。〔杜註又曰「戎而書會者、順其俗以為禮」。亦為無用弁也。案伝弁會之成否者、独係于称「至自會」者。故曰「特相會、往來称地。讓事也。自參以上、則往称地、來称會。成事也。」是也。若此称「會」及「會吳于善導」等、何在。其成礼与否。不費弁而可也。〕

右の考義を見るに、平沼本は、ただ杜註の前半部分「戎狄夷蠻、皆氏羌之別種也」だけについて、その論拠の薄弱さを指摘するに止まっている。しかし真軒本の方は、更にそれに加えて杜註の後半部分「戎而書會者、順其俗以為礼」という説に対しても、論拠を示して厳しく反駁したのである。

2 同二年経「莒人入向。」(参考)

杜註曰、特卑師少称人。弗地曰入。例在襄十三年。

文十五年伝例曰「凡勝国曰滅之。獲大城曰入之。」言一旦獲大都、而不有其地者。即亦所謂「弗地曰入」之例、

是也。他入国者、率皆例之。〔杜註独引襄十三年、而不及文十五年例。読者或感。故詳之。杜註又曰「将卑師少称人。」此説本于『公羊』、『左伝』不以為例。且有不合者已。故不取。〕

右の考義のうち、真軒本だけに存する五十四字について考えるに、その前段「杜註独引……故詳之」四句は、明らかに上文で言い足りなかったところを補足したものであり、また後段「杜註又曰」以下にしても、その注解の仕方から推して、やはり爾後に補充した部分と推定するのが穩当である。

3 同十年経「夏、翟帥師、会齊人鄭人伐宋。」（参考）杜註曰、齊鄭以公不至、故亦更使微者從之伐宋。

伝曰「羽父先会齊侯鄭伯伐宋。」此翟輩先師期会二国之君伐宋也。伝明書「齊侯鄭伯」而経皆称「人」者何也。貶没尊称也。……杜氏不深考之、以為「使微者從翟伐宋。」假令其説之是平、則伝所謂「先会齊侯鄭伯」者、何以為説。可謂謬矣。〔莊二十八年「齊人伐衛。」伝曰「齊侯。」与此全同。可併考焉。〕

右の考義の末尾につらなる真軒本の数句は、明らかに爾後「莊二十八年」の新しい用例を見つけ出して、それを上文に追加したものと推定される。

4 同十年伝「六月戊申、会齊侯鄭伯于老桃。」（参考）杜註曰、六月無戊申。戊申五月二十三日。日誤。

杜註「戊申五月二十三日。日誤。」正義曰「六月丙辰朔。三日戊午。五日庚申。未知孰是。」考義以為「六月」二字、恐是錯簡。若取二字、以屬下「壬戌」、特為穩字。〔又曰、春秋間、日官失職、誤聞者数矣。置閏一誤、則時月從差。然則長曆推歩、未可以為定説也。亦備一説、以待後明者。〕

5 同十一年伝「卒出殯、行出犬鷄。」（参考）杜註曰、百人為卒、二十五人為行。

周礼曰「百人為卒、二十五人為兩。」以行為二十五人、古無明文。杜註可疑。或疑「行」当作「兩」。因韻誤乎。〔又或言「行、伍乎。」未詳考。〕

右の考義二文においても、それぞれ末尾に附けられた真軒本の「又曰」以下・「又或言」以下は、やはり爾後の

備考的な加筆と見られる。

以上に列挙した諸証から考えれば、この真軒本は、平沼本に見られるような未定稿の不備や錯誤を改訂した、いわば定稿本に該当するものと推定して差支えはなさそうである。

ところで、もし私のかかる推定が誤っていなかったとすれば、同じく南冥の著述でありながら平沼本と真軒本との間に認められる経伝解釈の食い違いは、上述の諸例と同様、そのまま南冥の『左伝』研究における研鑽進展の過程をまざまざとわれわれに示すものではないだろうか。例えば、桓公二年伝「凡公行、告于宗廟。反行。飲至。」の文に見える「反行飲至」の一句を解釈するに当って、平沼本が、

『左繡』、「行」句。言反自行也。未知孰是。

といい、清の馮李驊等の『左繡』に従って「行」字で句読を切り「行より反れば、飲至す」と訓すべきか、それとも従来の読み方に従って「反」字で句読を切り「反れば、飲至を行なう」と解すべきか、いまだその是非を決しかねていたのに対して、真軒本の方は、はっきりと『左繡』の解釈に荷担して、

『左繡』、「行」句。言還自行也。今從之。

と判断し、伝文における上句「公行」の「行」と下句「反行」の「行」とが相照応する表現であることに想到して、いたらしい形跡など、そうした南冥の『左伝』研究における覆考の跡を窺わしめる一例である。

とはいえ、このように真軒本が平沼本の不備や錯誤を補正した個所は、われわれの予測を裏切って、そのほとんどが『左伝』の初頭部分に当る「隱公」「桓公」「莊公」三公の経伝に偏在しており、次の「閔公」以下九公の経伝になると、そうした考義の補正個所が際立って少なくなっている。のみならず、かかる補正の偏在現象は、比較的大幅な補正を加えた考義の文において特に顕著な傾向を示しているように見うけられる。思うに、このように真軒本が偏頗な補正に止まったのは、あるいは南冥が最初『左伝』全篇にわたる考義を一応脱稿した際、顧みて特に初頭部分に

対し解釈上の不満を強く懐いたためであろうか。それとも南冥が補正の途中で精細な再検討の努力を放棄した結果に過ぎないのか。いまだ私にはその真相を的確に突き止めるだけの十分な用意がない。

また、この真軒本は、南冥の自撰本そのままの姿を誤りなく伝えた善本ではなく、かなり誤脱の多い後人の転写本である。例えば、

(1) 元来は「無水生波」(水無くして波を生ず)という四字の諺言であったはずなのに、真軒本では「水」字を脱し

「波」字を誤写して、全く意味のわからない「無生彼」三字に作っていること。(隱公三年伝「四月鄭祭足」云云の考義)

(2) 元来は「今疑而闕之」に作っていたはずなのに、真軒本では「闕」字を誤って「肉」に作っていること。(文公

七年経「晋人及秦人戰于令狐」の考義)

(3) 元来は恐らく「弁誤説之詳矣」に作っていたらしいのに、真軒本では「弁誤□之詳矣」となっていて、一格を空けたままで放置していること。(隱公八年伝「公命以字為展氏」の考義)

(4) 固有名詞を誤写した例として、明の郝敬撰『読書通』を真軒本は誤って『読者通』に作っていること。(哀公十一年伝「三刻而踰之」の考義)

(5) 語順を倒錯した例として、元来は「未知其為大夫与否」に作っていたはずなのに、真軒本では「其為」二字を誤倒して「為其」に作っていたり(文公五年伝「寧戚從之」の考義)、元来は「不必在問有事与否」に作っていたはずなのに、真軒本では「必在」二字を誤倒して「在必」に作っていること。(襄公二十年経「齊侯襲莒」の考義)

等々、真軒本に見られる誤脱の事例は枚挙に暇がないほどである。のみならず、その誤脱は、右の諸例からも推察がつくように、筆写者の学力不足によるものが頗る多い。

なお、真軒本の上欄には、さきにも多少言及したように、所謂「元本」「旧本」「一本」と照合した某氏の校記二十九条(本稿「はしがき」参照)、およびそれと筆跡を異にして「濕按」「濕曰」と標記する校語一九条がある。このう

ち後者の「灑」という校勘者はいったい誰のことなのか、もちろん正確にはわからないが、疑うらくは南冥と同じ祖徠学派で『左氏春秋書例』一卷を撰した備前の高原東郊（名は熙。一七七六一八五四）ではなかったか。東郊は南冥より三、四十年後輩にあたる。それはともかく、この「灑」の案語は、各条おおむね至当な見解であって当人の高い識見を偲ぶに足るけれども、時として誤解が介在しないわけではない。例えば、哀公十一年伝「三刻而踰之」の考義「読書通刻通作剋。言剋期也」について、灑は、この考義の文中に「通」字が疊用されていることに文章上の不自然さを感じたためか、

熙按「通作」之「通」、似衍。不然、当作「而」。

という修正案を提示している。しかし実は明の郝敬撰『読書通』には正に「刻、通作剋」とあって真軒本と合致し、この「通」字が衍字でも誤字でもなかったことは明瞭である。恐らくこの誤解は、熙の見た考義の底本が「読書通」を「読者通」に誤写していたこと（前述）によるものと推察されるが、かかる誤解などは、この校語の数少ない過失の一例である。

## 二 内田本『春秋左伝考義』二卷二冊

この本、各巻の表紙にはそれぞれ「左伝考義上」「左伝考義下」と題し、上巻封面には「南冥先生著 春秋左伝考義<sup>二</sup> 横田蔵書」という三行の稚拙な大字墨書がある。正文は、毎半葉の行数、各行の字数等、あらゆる体式が真軒本と合致しており、一見して両本全く同系の転写本であることがわかる（前掲書影参照）。が、下巻巻末の尾題だけは、当初のまま「左伝考義卷之五<sup>大尾</sup>」に作っていて、真軒本のように爾後「五」字を「下」字に書き改めた形跡は認められない。

今、さらに詳しく正文中の字句について、この内田本と前述の真軒本とを対校するに、ひとり行数・字数等その体

式が相合するのみならず、誤字・脱字・空格・校記に至るまで両本の字句は大抵符合している。しかしながらこの両本は、なお必ずしも完全に合致する写本ではない。試みに両本間に見られる字句の異同を列挙すれば以下のごとくである。

(1) 内田本だけに見られる魯魚の誤りの例。

(真軒本)

- 1 杜註「附庸之君未王命、例称名。」(隱公元年経「公及邾儀父」の考義)
- 2 杜此説、非有權拠。(同元年伝「曰儀父貴也」の考義)
- 3 案王制曰「大夫士庶人、三月而葬。」(同元年伝「士踰月」の考義)
- 4 商頌曰「自彼氏羌。」(同二年経「公会戎于潛」の考義)
- 5 且父母没之後。(莊公十五年経「夫人姜氏如齊」の考義)
- 6 莊四年「齊侯葬紀伯姬。」(僖公二十五年経「宋蕩伯姬来逆婦」の考義)
- 7 周志有之。(文公二年伝)
- 8 所以賓至如婦也。(襄公三十一年伝「無寧菑患」の考義)

(2) 内田本が正しく、かえって真軒本が誤っている例。

(内田本)

- 1 謂督不忘。(僖公十二年伝)
- 2 秦伯宣子称人者。(文公十二年経「晋人秦人」の考義)
- 3 成二年伝「賜晋三帥三命之服。」(文公十五年伝「承命於垂旒」の考義)
- 4 有帥而不従。(宣公十二年伝)

(内田本)

為 (草体は「宀」)  
 在  
 上  
 高  
 不  
 華  
 忠  
 圭  
 妄  
 宣  
 師  
 師

(真軒本)

(3) 真軒本にあった上欄の校記が内田本には欠落している例。

1 「公及斉大夫」云云并註、元本無有。(莊公八年経「公及斉大夫、盟于蕤」および考義に対する校記)

2 「糾是其名」云云、元本無有。唯置「闕疑」二字而已。(同八年経「公伐斉、納子糾」の考義に対する校記)

以上の字句異同を通覧すれば自ずから明らかのように、内田本は、若干の正しい字句を除いて、おおむねのところ前述の真軒本に一籌を輸するものと判断してよさそうに思われる。

### 三 平沼本『左伝考義』四巻四冊

この本、各巻の表紙にはそれぞれ単辺墨囲をもって「左伝考義<sup>龜井南溟</sup> 孝」「左伝考義 弟」「左伝考義<sup>龜井南溟</sup> 忠」「左伝考義 信」と題し、第一巻(孝)には「隱公」元年より「桓公」十七年まで、第二巻(弟)には「莊公」元年より「僖公」十五年まで、第三巻(忠)には「僖公」十六年より「襄公」二十二年まで、第四巻(信)には「襄公」二十三年より「哀公」二十七年までの考義がそれぞれ収録されている。前述の真軒本・内田本と同様この本にも序目はない。正文は、各巻巻首に「左伝考義卷之幾」と題し、その下方に「龜井南溟著」五字が別人の筆跡をもって記入され、また各巻巻末には「左伝考義卷之幾終」と題し、第四巻のみ「左伝考義首尾畢」という尾題になっている。每半葉、無界十一行、行二十字。

ところで、この平沼本は、すでに真軒本の解説において詳しく考証したように、真軒本・内田本に見られるような定稿本に至るまでのいわば未定稿本の系統に属し、その考義の書式もまた前述二本と大いに趣を異にしている。(前掲書影参照)

すなわちその第一は、前述のごとく正文中における標題設定の仕方が、真軒本・内田本では、極めて大綱みに「隱公」「桓公」等のごとく國君別になっていたのに対して、この平沼本では、小刻みに「隱公元年伝」「元年経」「伝」

「二年経」「伝」等のごとく年代別・経伝別に細分した標題になっていることである。

その第二は、上述の標題設定に影響された結果と思われるが、同一標題内に含まれる考義の区切り目が、真軒本・内田本では年代別・経伝別に一段落をなしていたのに対して、この平沼本では更に細かく経伝の語句ごとに考義の行を改めていることである。

その第三は、真軒本・内田本が経伝の語句と考義の部分とを明確に区別し、経伝の語句だけを大字に書いて考義の部分は小字双行で記していたのに対して、この平沼本は、一応両者を区別するために経伝の語句と考義の部分との間に○を挟み、また考義の部分が二行以上にわたる場合は、考義を経伝より一格低くして書くという工夫がなされているとはいえ、文字の大きさそのものは経伝も考義も全く区別なく、すべて同じ大字で記されていることである。

それはさておき、この平沼本の内容を検するに、平沼本は、前述の真軒本・内田本と同様、明らかに南冥の自撰本とは幾分距離のある後人の伝写本と判断される。なぜならば、例えば、

(推定される原本の文)

(平沼本)

1 其人強犬相敵。(隱公元年経「鄭伯克段于鄆」の考義)

人

2 今不可攷。(桓公五年伝「旃動而鼓」の考義)

攷

3 蓋怒伯嘉之謀也。(同十三年伝「楚屈瑕伐羅」の考義)

謀

4 猶言有天助。(昭公元年伝「趙孟曰天乎。対曰有焉」の考義)

夫

5 代唐人之季世而立。(同元年伝「其季世曰唐叔虞」の考義)

也

等の諸例に見られるように、この平沼本には伝写者の無学による魯魚の誤りが相当に数多く認められるからであり、また例えば、

杜豈不知之□省文耳。若更□省、削去此五字、則其義益明。(隱公六年伝「冬、宋人取長葛」の考義)

龜井南冥『春秋左伝考義』の現存写本について(岡村)

のごとく、伝写者が不明のまま取り残した脱字も随所に頻見されるからである。

しかしながら平沼本は、前述のごとく、真軒本・内田本に見られるような定稿本が撰述される際、ともかくもその下敷となった前稿本の系統を継ぐものである。そして一方の真軒本・内田本は、たしかに定稿本の形貌を現今に伝えるものではあるけれども、両本いずれも後人の手になる転写本である。だとすれば、もしかすると定稿系の真軒本・内田本が誤写した字句が、かえてその下敷となった前稿系の平沼本の方に原形のまま正しく保存されている可能性はないだろうか。私が三本を対校した結果によれば、平沼本によって真軒本・内田本の誤脱を補正できる事例は意外に多く、その数は私が気づいただけでも実に六十余例にのぼる。今試みに顕著な事例の若干を示せば以下のごとくである。

(1) 平沼本によって真軒本・内田本の脱文を補うべき例。(引文中、圈点をつけたところは、真軒本・内田本になく、平沼本によって補うべき部分を示す。)

1 莊公十一年伝「京師敗曰王師敗績于某」の考義。

(前略) 故杜序已曰「発凡以言例、皆経国之常例、周公之垂法、史書之旧章。仲尼從而修之、以成一經之通体。」是言仲尼作『春秋』之所本由也。非謂周公作凡例也。杜可以難乎。

2 同十五年経「夫人姜氏如齊」の考義。(参考)

杜註曰、父母在則礼有掃祭、没則使卿寧。

(前略) 且父母没之後、使卿寧者、恐亦失考。詩曰「掃寧父母。」父母已没之後、使卿寧、是掃寧兄弟也。豈有此礼乎。襄十二年伝「楚司馬子庚聘于秦、為夫人寧、礼也。」蓋父母存而夫人不得行。故使卿代寧耳。

3 僖公二十七年経「公会諸侯、盟于宋」の考義。

或曰、文公七年「公会諸侯晋大夫、盟于扈。」伝曰「公後至。故不書所会。凡会諸侯、不書所会、後也。」以是推之、此経不書所会、亦後故也。

4 文公元年経「天王使叔服来会葬」の考義。(参考)

杜註曰、諸侯葬、天子使大夫会葬、礼也。

(前略) 今傳公之葬、王特使叔服来会。伝雖無明解、其合礼可知也。故杜以為礼。未可深咎。

5 成公十三年伝「我寡君」の考義。

杜氏以為「直言寡人。称君誤也。」義固当然。然称「我寡人」者、未見語例。今闕疑。

(2) 平沼本によって真軒本・内田本の脱字を補うべき例。

1 所謂「無水生波」者也。(隱公三年伝「四月、鄭祭足帥師取温之麦」云云の考義)

諺言「無水生波」四字、真軒本・内田本は共に「無生彼」三字に作っているが、これでは意味が全く通じない。宜しく平沼本に従って「無水生波」四字に補正すべきである。恐らく真軒本・内田本は、まず「水」字を書き落したために諺言の意味がわからなくなり、かくて不用意に「波」字までも「彼」字に誤写してしまったのであろう。

2 鄆梨来来朝。名未王命也。(莊公五年伝)

上句「鄆梨来来朝」五字、真軒本・内田本は共に「鄆梨来朝」四字に作って一「来」字を脱している。案ずるに現存の『左伝』諸本いずれも頭書のごとく五字に作り、かつ「梨来」は鄆国の君主の名である。さすれば明らかに二「来」字を重ねた平沼本が正しく、考義の原形を留めたものといえる。

3 書曰「宋人殺其大夫」、不称名、衆也。(文公七年伝)

第一句が引く経文「宋人殺其大夫」の「人」字、真軒本・内田本は共に誤ってこれを脱している。当に平沼本に従ってこの字を補うべきである。

4 「后」古本為「侯」、為是。(昭公八年経「陳后之弟招」の考義)

上句「后、古本為侯」の「后」字、真軒本・内田本は共にこれを脱している。思うに「后」字がなければ下文の

「古本為侯」という校記の対象が明確にならない。宜しく平沼本に従って補うべきであろう。

5 楚子虔、誘蔡侯般殺之于申。(昭公十一年経)

下句「誘蔡侯般殺之于申」の「殺」字、真軒本・内田本にはない。恐らく上の「般」と字形が似ているので伝写の際に脱したのであろう。平沼本にはこの字があつて現存『左伝』諸本と合する。当に拠つて補うべきである。

6 已書「執于京師」、其婦京師可以知。故不書所婦。(定公元年経「三月、晋人執宋仲幾于京師」の考義)

「其婦京師可以知。故不書所婦」の二句十二字、真軒本・内田本は共に「其師可以知。故不所婦」九字に作つて「婦京」「書」の三字を脱し、そのために文意が全くわからない。宜しく平沼本に従つてこの三字を補い、もつて文意を通じさせるべきである。なお、この誤脱に関して、真軒本・内田本の上欄校記には「熙按、自其師至所婦、必有誤。不然、当作其婦可以知、故不□所婦」という。思うに、この案語はおおむね妥当な推定ではあるけれども、惜しむらくは校訂者の推定に止まり、平沼本のごとき前稿本を實際に参照しなかつたらしい。

7 言沿河左南行。杜註似誤。(哀公二年伝「右河而南」の考義)

下句「杜註似誤」の「杜註」二字、真軒本・内田本は共にこれを脱する。思うに杜註は「是時河北流、過元城界。威在河外。晋軍已渡河。故欲出河右而南也」といい、その解釈が南冥の考義と反対になっている。だとすれば、この考義の文においては当に平沼本に従つて「杜註」二字を補い、もつて上句の「言沿河左南行」という南冥の解釈と明確に切り離すべきである。

(3) 平沼本によつて真軒本・内田本の衍字を正すべき例。

1 穀梁伝曰「名宛、所以貶鄭伯惡与地也。」(隱公八年経「鄭伯使宛來歸柩」の考義)

「貶」字の下、真軒本・内田本には共に「也」字があるが、平沼本にはこの字がない。今『穀梁伝』隱公八年の文を検するに、やはりこの字がなく平沼本と合する。また文意の上から考えてもこの字は不要であつて、真軒本

・内田本が衍したことは疑う余地がない。当に平沼本に従ってこれを削去すべきである。

2 杜氏引文七年「宋人殺其大夫」為例、以立其說。(莊公二十六年經「曹殺其大夫」の考義)

「引文七年」の四字、真軒本・内田本は共に「引之文十七年」の六字に作る。今、真軒本・内田本の異同について考えるに、まず両本の「之」字は、前後の文意から推して明らかに不要の文字である。つきに「文七年」と「文十七年」との是非についてこれを検すれば、この莊公二十六年經「曹殺其大夫」の杜註には「不称名、非其罪也。例在文七年」とあって「文十七年」とはいつておらず、またこの考義が指摘する「宋人殺其大夫」という經文は、やはり文公七年に見えて文公十七年には見当らない。だとすれば、「之」字にせよ「十」字にせよ真軒本・内田本がこの二字が入っているのは全く不当なものと判断せざるを得ない。思うに、このように真軒本・内田本が「之」「十」の二字を衍したのは、「之」字がその直下の「文」字と字形が相似しており、「十」字もその直下の「七」字と字形が誤認されやすいことから推して、伝写の際、あるいは校字の傍記が本文の中に紛れ込んだのではないかと疑われる。当に平沼本に従って改めるべきである。

3 書曰「侯伯」者、釈救邢之師。齊桓帥之、以美其功也。僖公与于救焉。故美亦兼僖公也。(僖公元年伝「凡侯伯救患」云云の考義)

末句「故美亦兼僖公也」の「故」字、真軒本・内田本は共に「故々」二字に作る。思うに、「故々」に作って「故」字を重ねては文義を成さない。恐らく元來は訓読で「故々」となっていた送り仮名が、伝写の際に誤って本文に紛れ込んだのであろう。宜しく平沼本に従って「故」字に復元すべきである。

4 「子適」是公子瑕。二名可怪。(僖公三十年伝「子適子儀」の考義)

「怪」字の下、真軒本・内田本には共に「性」字がある。この字があつては文意が通じない。恐らく「性」字は、その字形が「怪」と似ていることに涉って衍したのであろう。平沼本にはこの字がなく、原本の姿を正しく伝え

たものといえる。

5 説在閔元年「齊仲孫來」、二年「齊高子來盟」之註。(文公十五年經「宋司馬華孫來盟」の考義)

「二年」の下、真軒本・内田本には共に「伝」字がある。今、閔公二年の考義を検するに、該当の考義は經文の「齊高子來盟」の条下においてその伝文の部分にはない。恐らく伝写者が不用意に「伝」字を衍したのであろう。平沼本は正しく「二年」の二字だけに作る。

(4) 平沼本によって真軒本・内田本の誤倒を正すべき例。

1 杜註「戎狄夷蠻」皆以為「氏羌」。(隱公二年經「公會戎于潛」の考義)

「戎狄夷蠻」の杜註四字、真軒本・内田本は共に「戎」を「并」に誤り、かつ「狄夷」二字を誤倒して、「并夷狄蠻」という奇怪な一句に作る。当に平沼本に従って頭書のごとくこれを改め、もって杜註の文に合致させるべきである。

2 劉康公徼戎、將遂伐之。(成公元年伝)

「劉康公」の「康公」二字、真軒本・内田本は共に誤倒し、かつ「康」を「庚」に誤って「公庚」に作る。平沼本は未だ誤らずして「左伝」諸本の文と合する。

3 (寧嬴) 見于『国語』。未知其為大夫与否。(文公五年伝「寧嬴從之」の考義)

下句「未知其為大夫与否」の「其為」二字、真軒本・内田本は共に互倒して「為其」に作る。思うに互倒しては文義を成さない。恐らくは、次条に挙げる例文と同様、伝写者の訓読によって惹起された誤倒であろう。平沼本は誤っていない。

4 書「遂」者、不必在間有事与否。(襄公二十三年經「齊侯襲莒」の考義)

下句「不必在間有事与否」の「必在」二字、真軒本・内田本は共に互倒して「在必」に作る。思うに、この考義

は、杜註の「不言遂者、間有事」という見解に対して反駁を加えたものであって、その文意は「遂に」と書く理由は、必ずしも「中間に事件が有った」か否かに在るのではない✓と理解してよい。だとすれば、ここは宜しく平沼本に従って頭書のごとく作るべきであって、真軒本・内田本は誤倒である。

(平沼本)

(真軒本・内田本)

- (5) 平沼本によって真軒本・内田本の魯魚の誤りを正すべき例。
- 1 穎。考叔○「穎」。穎谷之穎。(隱公元年伝および考義)
  - 2 荀。遇疑錯、則莫如仰而存之、論而闕之。(同元年伝「土踰月」の考義)
  - 3 然赴告。偽日、以欺諸侯、失礼不敬。(同三年経「庚戌、天王崩」の考義)
  - 4 「及諸其車」。語例同。(桓公十二年伝「楚人坐其北門、而覆諸山下」の考義)
  - 5 而以夫人言。(莊公三十二年伝)
  - 6 言貂因寵敗事也。(僖公二年伝「漏師于多魚」の考義)
  - 7 弔如同盟、礼也。(文公三年伝)
  - 8 今疑而闕之。(同七年経「晋人及秦人、戰于令狐」の考義)
  - 9 其婦不必書之。(同十一年伝「言司城蕩意諸而復之」の考義)
  - 10 作丘甲。(成公元年経)
  - 11 明悟如神。(襄公二十九年伝「觀止矣」の考義)
  - 12 詩「莫」作「豹」。(昭公三十八年伝「莫其德音」の考義)
  - 13 殺其丈夫。(哀公十三年伝)

穎 荀 共 事 告 貶 弗 肉 心 兵 語 貌 大

(6) 平沼本によって、真軒本・内田本の同音（近似音）による誤字を正すべき例。

（平沼本）

（真軒本・内田本）

1 杜註引此者、以証都大邑小耳。（莊公二十八年伝「邑曰築、都曰城」の考義）

杜

2 此丘明巧思弄筆。（僖公二十八年伝「貨篋史」云云の考義）

勞

3 隱九年「三月……庚辰、大雨雪。」（成公元年経「無氷」の考義）

申

4 讀書通「刻、通作剋。」（哀公十一年伝「三刻而諭之」の考義）

者

(7) 平沼本によって、真軒本・内田本の同訓による誤字を正すべき例。

（平沼本）

（真軒本・内田本）

1 古之名称、自有与後世不同者。（隱公元年伝「費伯」の考義）

在

2 若以告命故略称「人」、則宋亦当有告命如之。（僖公二十二年経「宋公及楚人」云云の考義）

又

3 餒而弗食。（同二十五年経）

不

4 終朝而畢。（同二十七年伝）

終

5 服虔・鄭衆曰「鄭伯爵而在男服者。」（昭公十三年伝「鄭伯、男也」の考義）

有

以上を要するに、平沼本は、もともと南冥の未定稿本であり、かつ後人の転写本ではあるけれども、そのむかし定稿本が撰述された際、この平沼本の原本がそのまま定稿本の下敷となった関係上、かえって定稿本の系統に属する真軒本・内田本の脱誤を補正できるところが相当に多い。そうした意味でも、平沼本の価値は、決して真軒本や内田本に劣るものではないといえよう。

## 結 び

かねてから私は『左伝』の文章に深い関心と興味を寄せていた。というのは『左伝』が、厳肅な儒教の道德律と豊富な生活の知恵に支えられつつ、簡潔で重厚な文学的筆致をもって古代中国の人びとの行動や情感を劇的なまでに活写しているからである。そして南冥は、この書を実に丹念に読んだ稀世の碩学であり、しかも彼は、わが近世における『左伝』研究の発展史上、はじめて中国学界の水準をも凌ぐほどの画期的な業績を築き上げた斯学の開拓者である。私が彼の『春秋左伝考義』に心を惹かれ、なんとかこれを自撰本の原形に復元してみようと努めた所以も実はここににある。

かくて『春秋左伝考義』の現存写本を逐一校合した結果、幸いに私は少なからざる収獲に恵まれた。そのささやかな一つが上述の論考である。今、本稿で論証したところを要約すれば、第一に、平沼本は本書の未定稿の系統に属する写本であり、一方の真軒本・内田本は、それを下敷にして更に補訂を加えた定稿本の系統を継ぐものと推定される。とはいえ、この三本はいずれも後人の転写本であつて互に一長一短がある。例えば桓公十三年伝の伝文およびその考義――

楚屈瑕伐羅。〔考義〕蓋怒伯嘉之諫也。

において、伝文の「瑕」字の方は平沼本が正しくて真軒本・内田本は「暇」に誤り、その反面、考義の「諫」字の方は真軒本・内田本が正しくて平沼本は「謀」に誤っていること等、そうした事象を端的に示す一例である。

なお、上述の論考では考察の便宜上言及することを差控えたが、真軒本・内田本・平沼本の三本いずれも誤っている例が若干ながら認められる。すなわち以下の数例がそれである。

1 漢人司馬遷之徒、豈妄自我始古乎。(襄公二十九年伝「天又除之」の考義)

亀井南冥『春秋左伝考義』の現存写本について(岡村)

「司馬遷」の「遷」字、三本いずれも「選」に誤る。「遷」「選」両字は字形が相似しており、わが字音も同じなので誤写されたのであろうか。

2 子産。与諶同乘也。(同三十一年伝「与裨諶、乘以適野」の考義)

「子産」という人名、三本いずれも誤って「子乘」に作る。この異同について、真軒本・内田本の上欄校記には「熙按、『子乘。与諶用乘』、当作『子産。与諶同乘』」という。今案「同乘」、真軒本・内田本並誤作「用乘」。平沼本不誤。当に熙説に従うべきである。三本が「産」を「乘」と誤写したのは、恐らく伝文の「乘以適野」か、考義下文の「同乘」に涉って不用意に誤ったのであろう。

3 言与人善親、則国家彊也。(昭公元年伝「無競惟人、善矣」の考義)

「疆」(強)字、三本いずれも誤って「疆」(境)に作る。「境」に作っては文義が通じない。形似同音による誤写。

4 彭生、是鬪章龜之字。言章龜罷兵而退也。(同四年伝「彭生寵頼之師」の考義)

人名「鬪章龜」の「龜」字、三本いずれもこれを脱する。この考義下文に「章龜」とあることから推しても、やはりこの字は考義に元来あったものと判断される。

5 昭公二十五年伝曰「秋書再雩、早甚也。」(定公七年経「秋、大雩。……九月、大雩」の考義)

「早」字、三本いずれも誤って「早」に作る。形似による誤写。当に昭公二十五年伝に従って「早」に改めるべきである。

6 冉会知其弟猛先痛、詐呼助之。(同八年伝「呼曰猛也殿」の考義)

人名「冉会」の「冉」字、三本いずれも誤って「再」に作る。やはり形似による誤写。

思うに、これら三本共通の誤脱は、それが定稿本と未定稿本との両系統に跨るものであるだけに、その誤脱の由つ

て来たるところを推測することは難しい。あるいは単に南冥自身の不用意な誤脱にしか過ぎないものであったのかも知れない。

ついで本稿が論じた第二の点は、前述のごとく現存写本を未定稿本の系統と定稿本のそれとに判別できたことよって、前者の平沼本と後者の真軒本・内田本との内容を逐一比較してゆけば、南冥の『左伝』に対する研鑽進展の跡を髣髴として眼前に再現させることさえ可能になったことである。これは第一の点にもまして私の嬉しい収獲であった。

とにかく私は『春秋左伝考義』を読んで、終始南冥の激しい学問への気魄に圧倒され、その厳しい読書への取り組みかたに身の引き締まる思いであった。本書を通じて私が自分なりに把握した南冥の周密で新鮮鋭利な研究態度や、本書が嗣子昭陽や竹添井井に与えた想像以上に大きな影響等については、他日稿をあらためてこれに言及してみようと思う。

(一九七六・一〇・一六)